清水町介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱確約書

年　　月　　日

清水町長　様

住所

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

被保険者　　　　　　　　　　　　　　　　様（以下「甲」という。）の清水町介護保険制度における福祉用具購入費の支給について、受領委任払の取扱いを申し出るに当たり、清水町介護保険福祉用具購入費受領委任払実施要綱（平成21年清水町告示14号の以下「要綱」という。）の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本事項）

１　厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る福祉用具の種類（平成11年厚生省告示第94号）に定められた介護保険給付の対象となる福祉用具（以下「福祉用具購入」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、清水町の条例及び規則等を遵守すること。

２　甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な福祉用具購入の援助・調整等を行うこと。

３　福祉用具購入にあたっては、清水町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者並びに在宅介護支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った福祉用具の購入に努めること。

（自己負担額の受領等）

５　福祉用具購入費については、福祉用具購入費（限度額内）のうち、利用者負担額の支払いを甲から受けるものとし、これを減額し、又は超過して費用を徴収し若しくは免除しないこと。また、購入後、利用者負担額の支払いを受けたときは、甲に領収書を発行すること。

（通知）

６　甲が、詐欺その他の不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なくその旨を清水町長に通知すること。

（指導、調査等）

７　清水町が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

８　関係法令、通達、清水町の条例、規則及び要綱に違反し、その是正等について清水町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、要綱第11条に定める受領委任払の取扱停止措置について、異議を唱えないこと。

（苦情処理等）

９　甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。

（秘密保持）

10　事業所の従業員は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持すること。また、従業員であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とすること。